



令和6年10月23日
鉄道局安全監理官室

鉄軌道輸送の安全に関わる情報（令和5年度）を公表

今般、令和5年度の「鉄軌道輸送の安全に関わる情報」を取りまとめましたので、お知らせいたします。

国土交通省では、鉄道事業法第19条の3の規定に基づき、鉄道運転事故等の報告、輸送の安全に関する行政指導の実施状況、安全に関わる鉄道施設の整備状況等について、毎年度整理し、「鉄軌道輸送の安全に関わる情報」として公表しています。

運転事故の件数は、長期的に減少傾向にあります。令和5年度は681件（対前年度97件増）、死傷者数は577人（同66人増）、うち死亡者数は294人（同19人増）となっています。また、乗客の死亡事故は、ありませんでした。

輸送障害（列車の運休、旅客列車の30分以上の遅延等）の件数は、長期的に増加傾向であり、令和5年度は7,088件（対前年度比159件増）でした。

概要については、別添資料（概要版）をご参照ください。

注 全体版及び概要版については、当省ホームページにも掲載しています。
http://www.mlit.go.jp/tetudo/tetudo_tk8_000001.html

【連絡先】

国土交通省 鉄道局 安全監理官室

担当 赤間、蒔田

代表 03-5253-8111（内40762、40766）

直通 03-5253-8548

鉄軌道輸送の安全に関わる情報（令和5年度）

〔概要版〕

1. 運転事故

(1) 概要

○運転事故※¹ の件数は長期的に減少傾向にありますが、令和5年度は681件(対前年度97件増)、死傷者数は577人(同66人増)、うち死亡者数は294人(同19人増)でした。(表1参照)

○乗客の死亡事故は、ありませんでした。

表1: 運転事故の件数及び死傷者数(令和5年度)

	件数 (対前年度)	死傷者数※ ¹² (対前年度)	うち死亡者数 (対前年度)	
			死亡者数	死傷者数
列車事故※ ²	9件 (± 0件)	4人 (－ 4人)	1人 (+ 1人)	3人 (－ 3人)
うち列車衝突事故※ ³	2件 (－ 1件)	1人 (－ 6人)	0人 (± 0人)	1人 (－ 6人)
うち列車脱線事故※ ⁴	7件 (+ 1件)	3人 (+ 2人)	1人 (+ 1人)	2人 (+ 1人)
うち列車火災事故※ ⁵	0件 (± 0件)	0人 (± 0人)	0人 (± 0人)	0人 (± 0人)
踏切事故※ ⁶	258件 (+ 63件)	165人 (+ 28人)	104人 (+ 12人)	61人 (+ 16人)
うち踏切障害に伴う列車事故※ ⁷	1件 (+ 1件)	1人 (+ 1人)	1人 (+ 1人)	0人 (± 0人)
うち踏切障害事故※ ⁸	257件 (+ 62件)	164人 (+ 27人)	103人 (+ 11人)	61人 (+ 16人)
道路障害事故※ ⁹	29件 (－ 4件)	22人 (+ 6人)	2人 (+ 2人)	20人 (+ 4人)
人身障害事故※ ¹⁰	381件 (+ 40件)	387人 (+ 37人)	188人 (+ 5人)	199人 (+ 32人)
うち線路内立入り等による列車との接触	213件 (－ 2件)	215人 (－ 7人)	163人 (－ 2人)	52人 (－ 5人)
うちホームでの列車との接触	150件 (+ 30件)	150人 (+ 29人)	22人 (+ 5人)	128人 (+ 24人)
物損事故※ ¹¹	5件 (－ 1件)			
合 計	681件 (+ 97件)	577人 (+ 66人)	294人 (+ 19人)	283人 (+ 67人)

※¹ 「運転事故」とは、列車事故、踏切障害事故、道路障害事故、人身障害事故及び物損事故をいう。

※² 「列車事故」とは、列車衝突事故、列車脱線事故及び列車火災事故をいう。

※³ 「列車衝突事故」とは、列車が他の列車又は車両と衝突し、又は接触した事故をいう(軌道事業においては、本線路を運転する車両が他の車両と衝突し、又は接触した事故をいう)。

※⁴ 「列車脱線事故」とは、列車(軌道事業においては、本線路を運転する車両)が脱線した事故をいう。

※⁵ 「列車火災事故」とは、列車(軌道事業においては、本線路を運転する車両)に火災が生じた事故をいう。

※⁶ 「踏切事故」とは、踏切障害に伴う列車事故及び踏切障害事故をいう。

- ※7 「踏切障害に伴う列車事故」の件数等は、踏切事故の内数であり、列車事故にも重複して計上されている。合計の件数等は、この重複を除いたものである。
- ※8 「踏切障害事故」とは、踏切道において、列車又は車両が道路を通行する人又は車両等と衝突し、又は接触した事故(列車事故を除く。)をいう。
- ※9 「道路障害事故」とは、踏切道以外の道路において、列車又は車両が道路を通行する人又は車両等と衝突し、又は接触した事故(列車事故を除く。)をいう。
- ※10 「人身障害事故」とは、列車又は車両の運転により人の死傷を生じた事故(列車事故、踏切障害事故及び道路障害事故に伴うものを除く。)をいう。
- ※11 「物損事故」とは、列車又は車両の運転により五百万円以上の物損を生じた事故(列車事故、踏切障害事故、道路障害事故及び人身障害事故に伴うものを除く。)をいう。
- ※12 踏切障害事故、道路障害事故及び人身障害事故にあつては、自殺によるものは、運転事故として扱わないこととしている(自殺と断定できないものについては、運転事故としている)。また、列車事故にあつては、自殺によるものも運転事故として扱うが、死傷者数には自殺によるものは含めないこととしている。なお、自殺の行為に直接的に巻き込まれたことにより第三者が死傷した場合についても、同様に死傷者数には含めないこととしている。

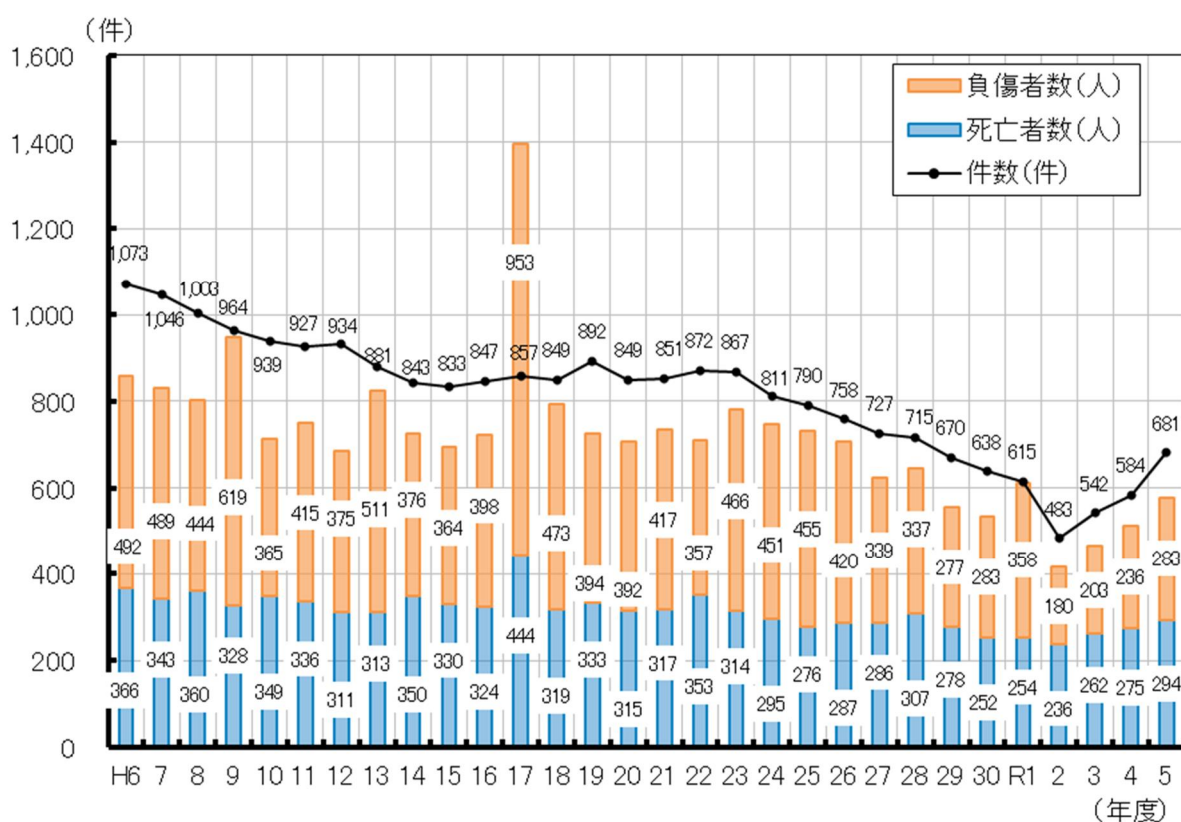


図1: 運転事故の件数及び死傷者数の推移

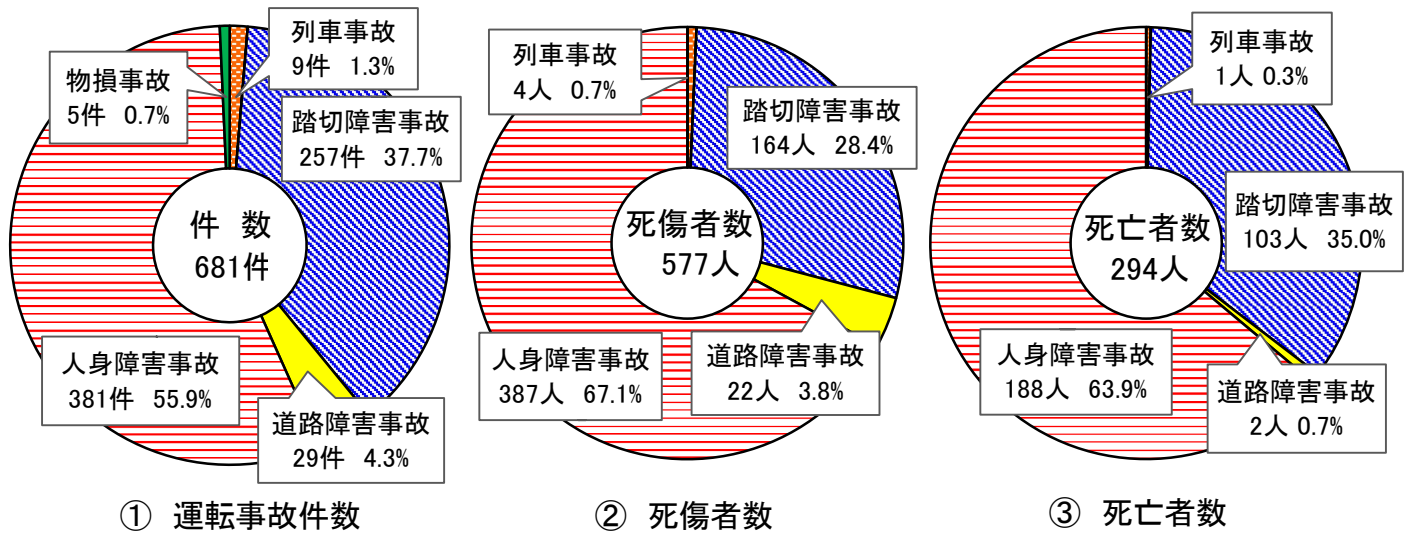


図2: 運転事故の種類別の件数及び死傷者数(令和5年度)

(2) 踏切事故

○踏切事故の件数は長期的に減少傾向にあります。令和5年度は運転事故全体の37.9%に当たる258件(対前年度比63件増)でした。(表1参照)

○令和5年度に発生した踏切事故による死傷者数は165人(運転事故に占める割合28.6%、対前年度比28人増)であり、うち死亡者数は104人(同35.4%、同12人増)でした。(表1参照)

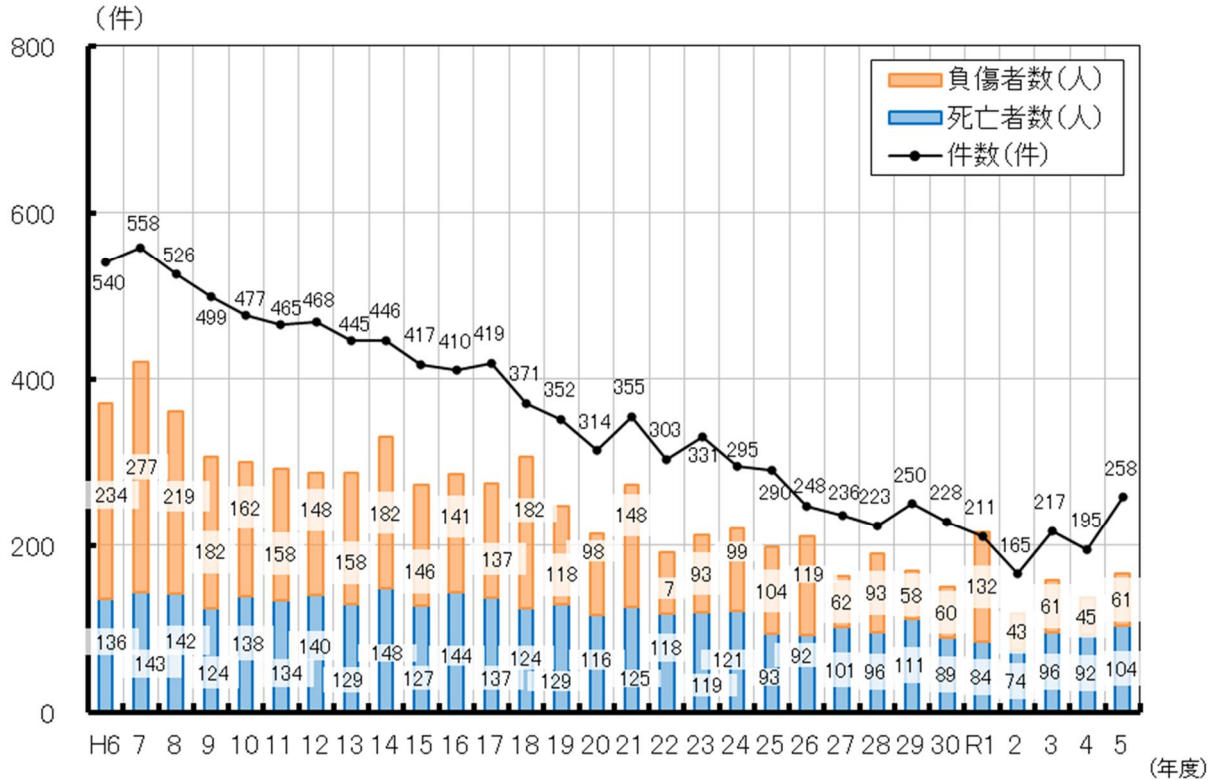
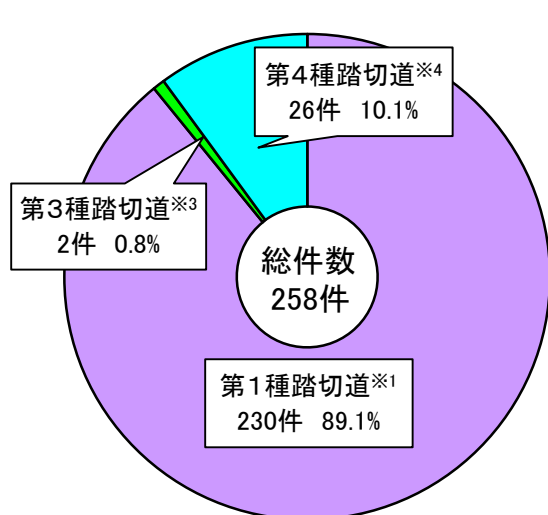
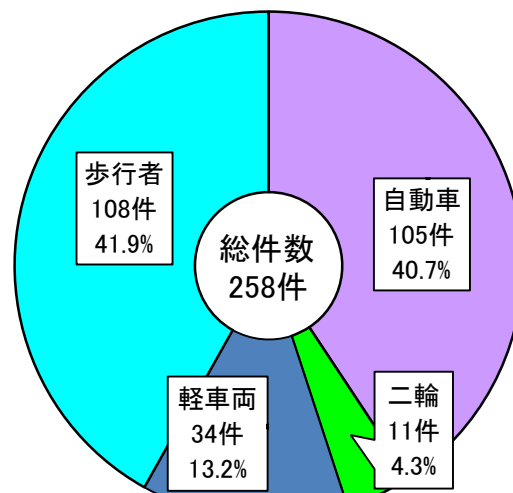


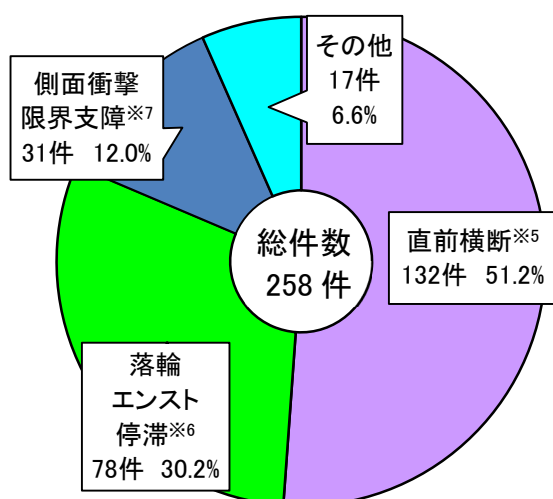
図3: 踏切事故の件数及び死傷者数の推移



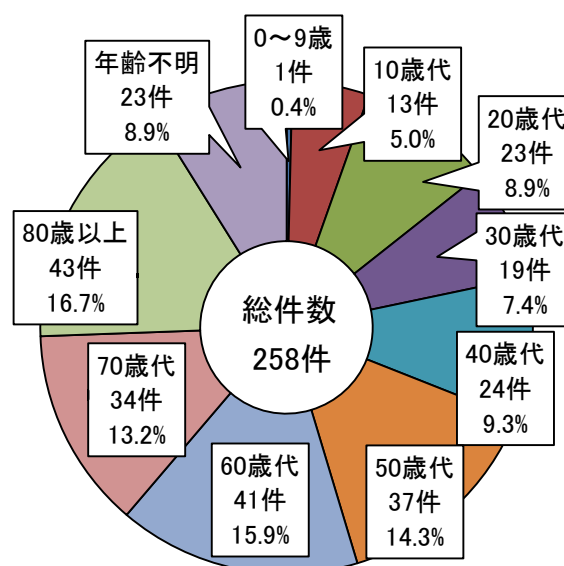
① 踏切種別



② 衝撃物別



③ 原因別



④ 関係者年齢別

図4：踏切事故の発生状況(令和5年度)

- ※1 「第1種踏切道」とは、自動遮断機を設置するか又は踏切保安係を配置して、「踏切道を通するすべての列車又は車両」又は「始発の列車(軌道事業においては、車両)から終発の列車(軌道事業においては、車両)までの時間内における列車又は車両」に対し、遮断機を閉じ道路を遮断する踏切道をいう。
- ※2 「第2種踏切道」とは、踏切保安係を配置して、踏切道を通する一定時間内における列車又は車両に対し、遮断機を閉じ道路を遮断する踏切道をいう。なお、現在、我が国には該当の踏切道はない。
- ※3 「第3種踏切道」とは、踏切警報機は設置しているが、踏切遮断機を設置していない踏切道をいう。
- ※4 「第4種踏切道」とは、踏切警報機及び踏切遮断機を設置していない踏切道をいう。
- ※5 「直前横断」とは、踏切道において、列車又は車両(以下「列車等」という。)が接近しているにもかかわらず、踏切道を通しようとする自動車、二輪・原動付自転車又は軽車両等(以下「自動車等」という。)若しくは人が、無理に又は不注意に踏切道内に進入したため列車等と衝突したものをいう。
- ※6 「落輪・エンスト・停滞」とは、自動車等が落輪、エンスト、交通渋滞、自動車の運転操作の誤り等により、踏切道から進退が不可能となったため列車等と衝突したものをいう。
- ※7 「側面衝撃・限界支障」とは、自動車等が通過中の列車等の側面に衝突したもの及び人等が踏切道の手前で停止した位置が不適切であったために列車等と衝突したものをいう。

(3) 人身障害事故

○令和5年度に発生した人身障害事故は運転事故全体の55.9%に当たる381件(対前年度比40件増)でした。(表1参照)

○令和5年度に発生した人身障害事故による死傷者数は387人(運転事故に占める割合67.1%、対前年度比37人増)、うち死亡者数は188人(同63.9%、同5人増)でした。(表1参照)

○令和5年度に発生した人身障害事故のうち、「ホームから転落して接触」及び「ホーム上で接触」した件数は150件(対前年度比30件増、25.0%増)でした。(図7参照)

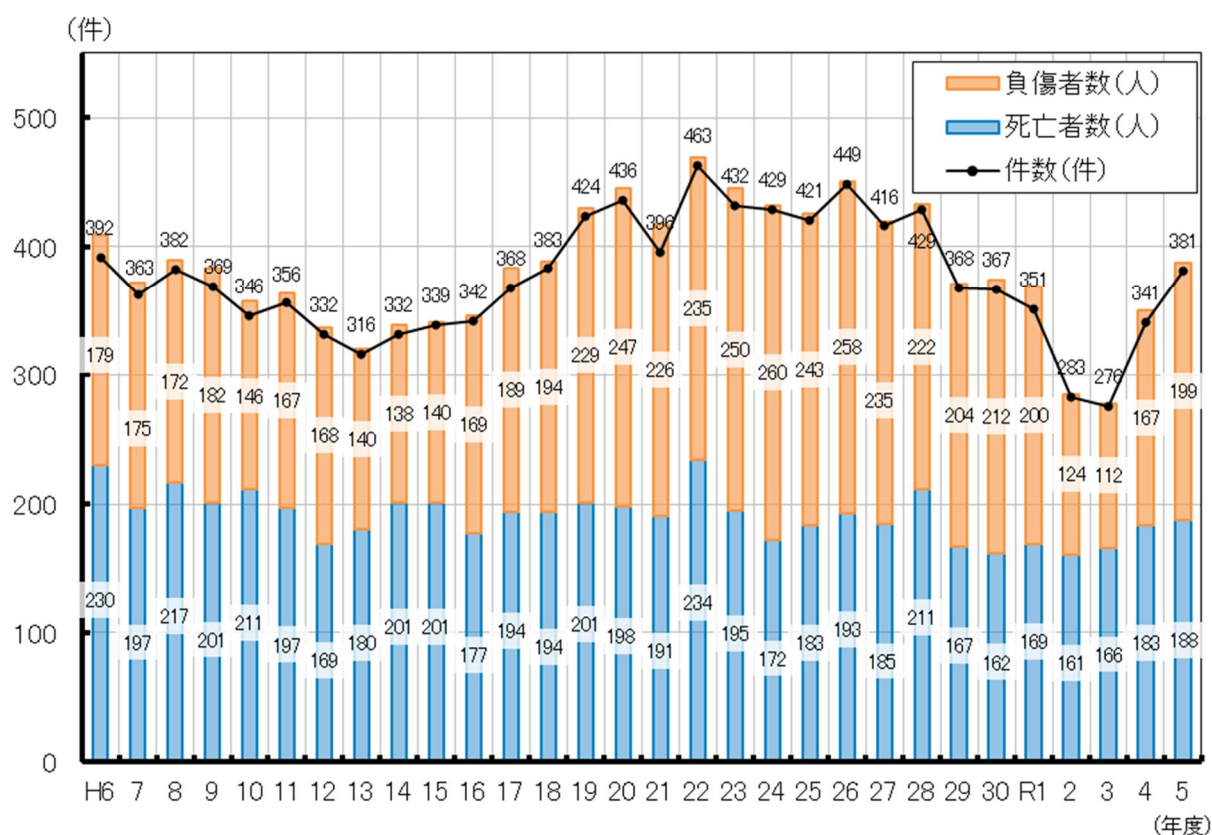


図5:人身障害事故の件数及び死傷者数の推移

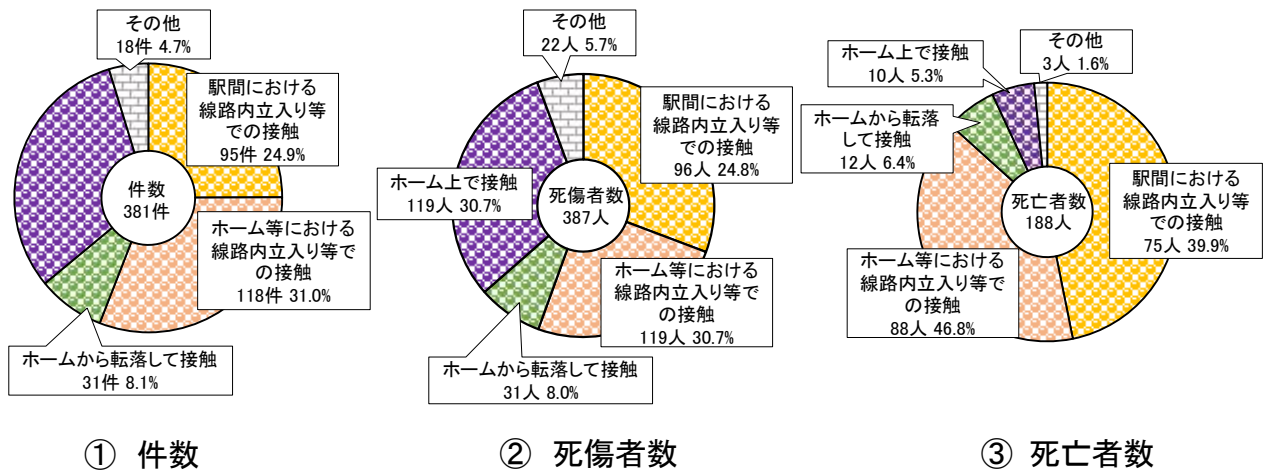


図6: 人身障害事故の原因等別の件数及び死傷者数(令和5年度)

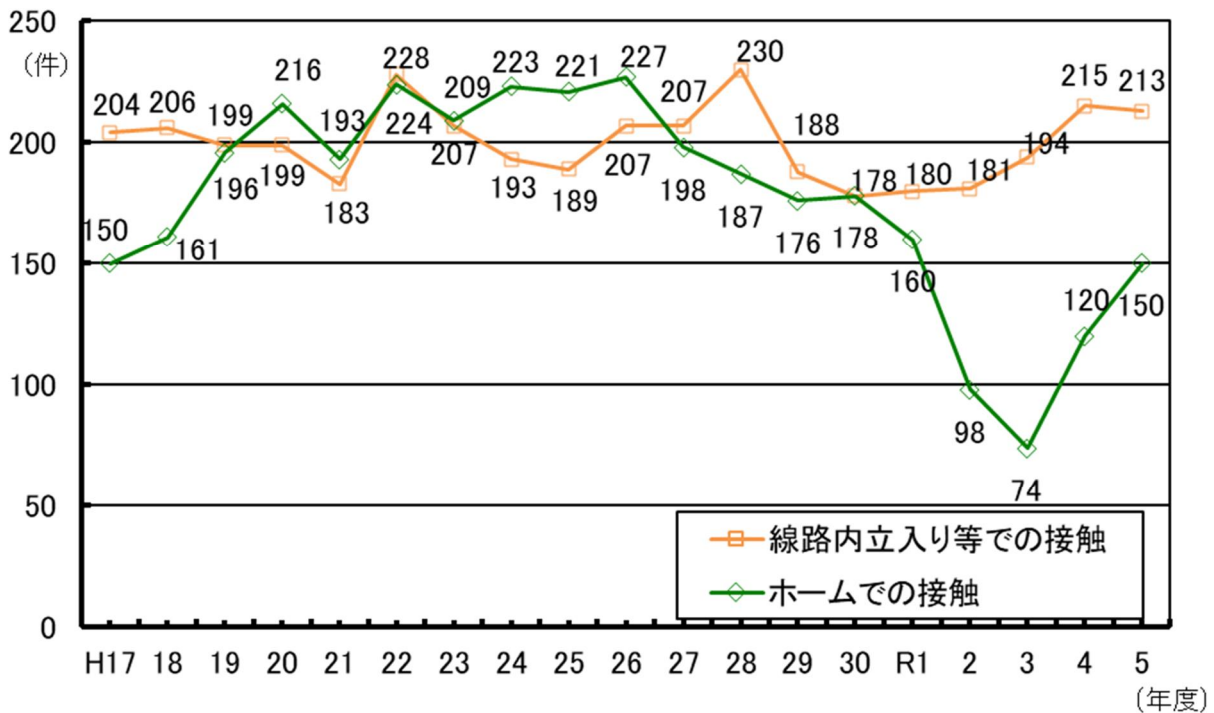


図7: ホームでの接触及び線路内立入り等での接触による人身障害事故件数の推移

2. 輸送障害

○輸送障害(列車の運休、旅客列車の30分以上の遅延等)の件数は、長期的に増加傾向にあり、令和5年度は7,088件(対前年度比159件増)でした。(図8参照)

○鉄道係員、車両又は鉄道施設等の部内原因に起因する輸送障害は、1,555件(輸送障害に占める割合21.9%、対前年度比22件増)でした。

○線路内立入り等の部外原因による輸送障害は、3,669件(輸送障害に占める割合51.8%、対前年度比42件増)でした。

○風水害、雪害、地震等の災害原因による輸送障害※は、1,864件(輸送障害に占める割合26.3%、対前年度比95件増)でした。

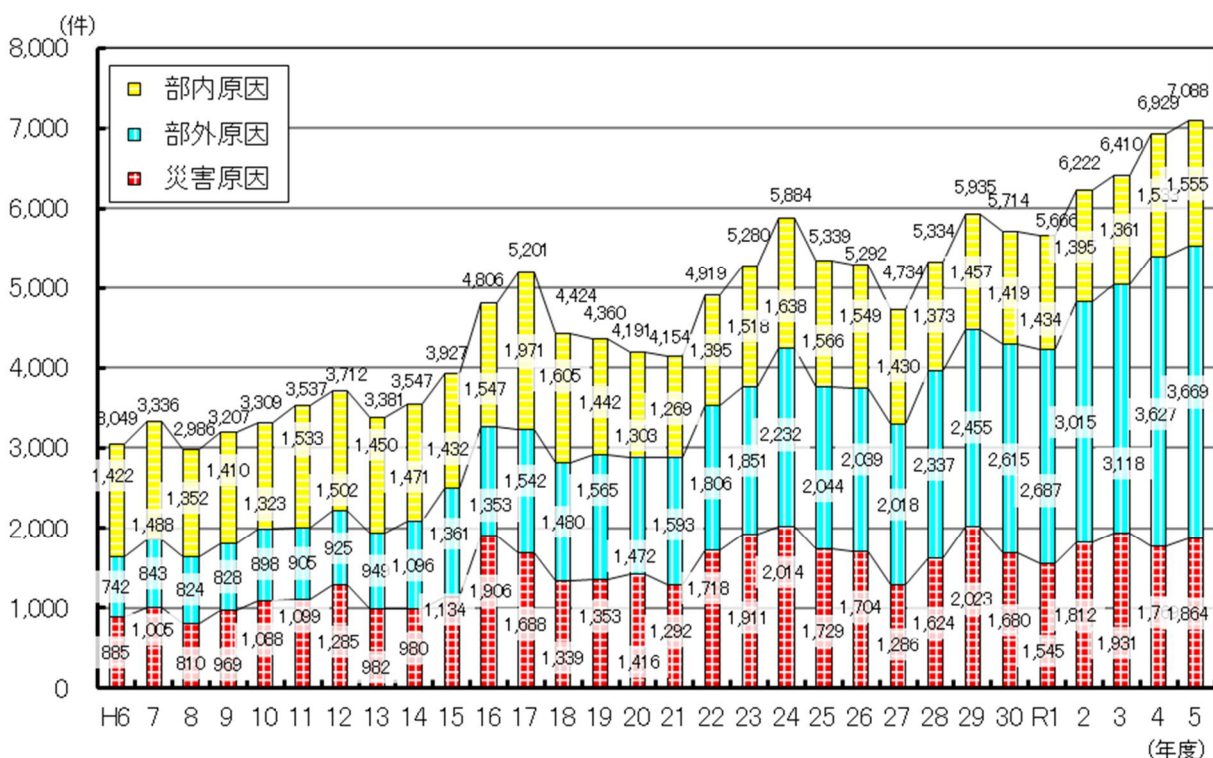


図8:輸送障害件数の推移

※ 災害原因による輸送障害は、従来より、1事業者の1つの事象(台風、地震等)における運休や遅延を1件と計上している。例えば、梅雨前線による豪雨で、ある事業者の複数の路線で多数の運休が数日間発生した場合でも1件と計上している。

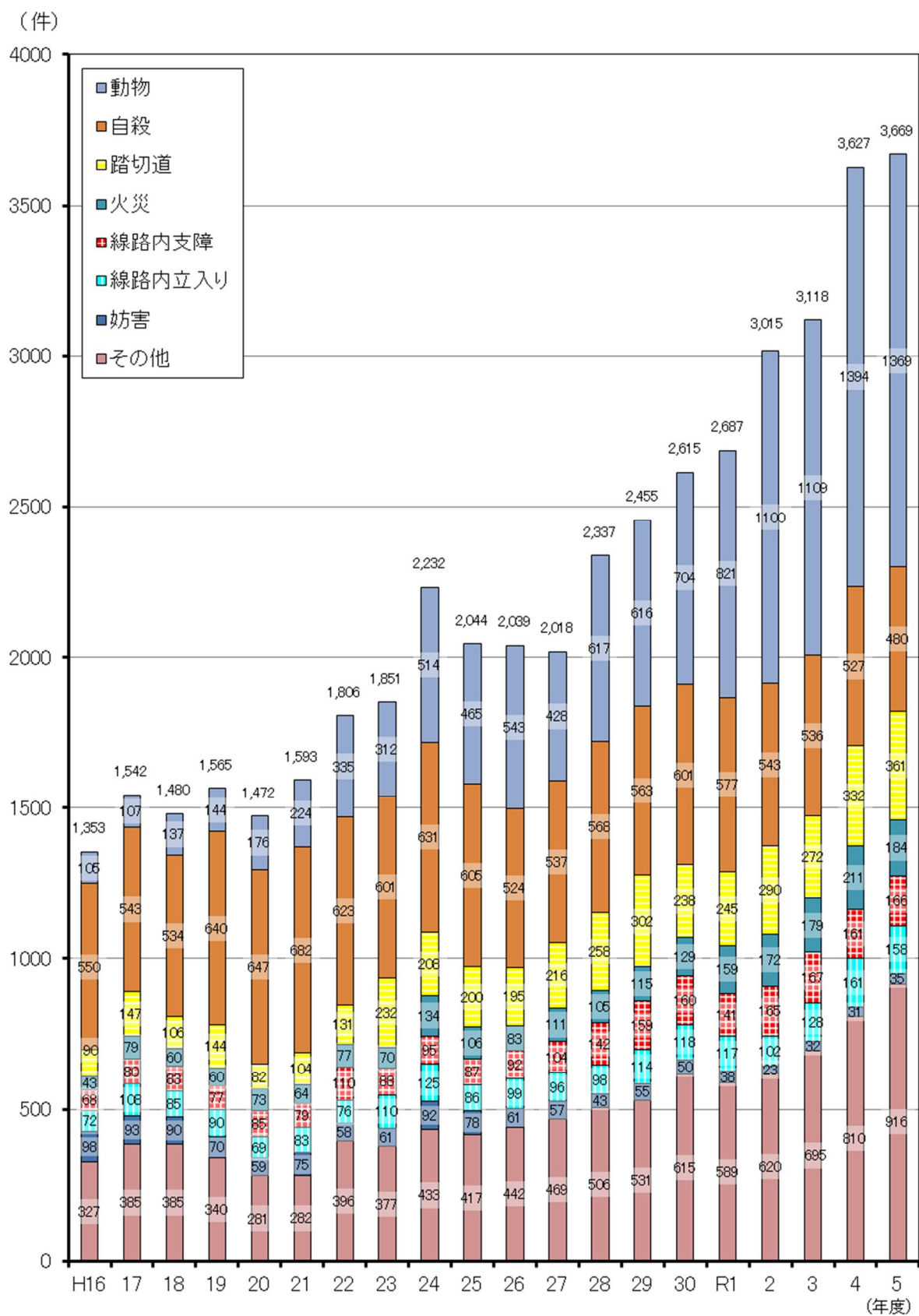


図9: 輸送障害(部外原因)の内訳